

「NISA口座」開設手続きが始まる!

個人投資家の資産運用を応援

来年1月から『NISA』がスタートする。NISAとは小額非課税制度で、NISA口座で購入した株式投信・上場株式等の売買益・配当金等が非課税になる。投資経験者からすると、非課税で投資ができるわけだから活用しない手はない。今まで投資をしたことのない人も、これをきっかけに投資を始めてみるというのもいいかもしれない。税制優遇が最大のメリット。どんなに儲かっても非課税となる制度は、個人の資産形成に大きなチャンスとなる。

現在の証券優遇税制（10%軽減税率）は平成25年末で終了し、来年から税率が本来の20%に戻る。これにあわせて新たに導入されるのが日本版ISA、「NISA（ニーサ）」。

NISAは年間100万円までの投資元本について、上場株式、公募株式投資信託の配当・譲渡益が非課税になる。退職後の人生を考えた資産形成、資産活用にとって、非課

税のメリットを享受できる価値ある制度といえ、日本版ISA推進・連絡協議会はNISAの利用者が全国で1000万人近い規模にのぼると推計している。

NISAは20歳以上（来年1月1日現在20歳）の日本国内居住者が対象で、利用するにはNISA口座を開設しなければならぬ。口座開設は株式投信や上場株式等の取り

扱いができる金融機関で受け付け可能だが、すべての金融機関を通じて1人1口座のみとなり、複数の金融機関で申し込むことはできない。

来年1月スタートを前に、10月1日から口座開設の受け付けが始まった。申込書類には住民票の写し（提出日の6カ月以内に取得したもの）が必要で、今年1月2日以降に引越した人は「住民票の

除票の写し」と「本人確認書類」、引越し先が同一市区町村内の場合は履歴付きの住民票の写しが必要となる。

NISA口座は、1回の手続きで利用できる期間「暫定設定期間」が決められており、制度上限である10年間をすべて利用するためには、合計3回の開設手続きが必要となる。暫定設定期間中に他の金融機関へNISA口座を移管する



「NISA」とは？	制度利用可能な者	20歳以上の国内居住者
	対象商品	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益
	非課税投資額	毎年、新規投資額100万円を上限
	口座開設可能期間	10年間（平成26年～平成35年）
	非課税期間	最長5年間
	非課税総額	最大500万円
	途中売却	自由（ただし売却部分の枠は最利用不可）
	損益通算	特定口座等で生じた損益通算は不可
	口座開設数	原則1人1口座

ことはできない。NISA口座を開設すると毎年100万円まで非課税投資枠として購入でき、非課税期間は投資をはじめた年を含めて5年間。平成26年から平成35年まで

の10年間開設できる。非課税枠100万円は、購入時の単価×数量を年間べースで合算した金額で、1年のうちに100万円の非課税枠を使い切れない場合は、翌年以降に持ち越すことはできない。また、課税口座との損益通算や損失の繰越控除もできないため、非課税期間終了時に投資した商品が評価損になっている場合には注意が必要だ。NISA口座の資産は非課税期間中にいつでも売却が可能だが、途中売却部分の枠を再利用して投資することはできない。

現在保有している資産をNISA口座に移管することはできず、来年1月以降にNISA口座で新たに購入した株式投信・上場株式等や分配金・配当金が対象。MRFや外資MMF等のいわゆる公社債投信は制度上対象外。確定申告の必要もない。

NISAは英国ISAがモ

デルとなっている。日本の個人の金融資産約1600兆円に占める株式や投信の割合が13%に対し現預金は54%。英国と比べて約3倍の個人金融資産を持つている日本では、国民のおよそ8割に利用資格があり、広く普及することが見込まれる。

老後資金の不安や低金利で預金の利息に多くを見込めないことも影響し、国民の関心、利用意欲は高い。NISAの非課税枠は1人年100万円だが、家族で口座を持つてはより多くの金額を運用できる。年間110万円まで非課税

贈与できる「暦年贈与」と組み合わせる方法がある。例えば、子や孫に100万円を贈与すると暦年贈与の範囲内まで贈与税はかからないが、この資金を活用し、NISA口座で株式投信・上場株式等を購入すると売買益や分配金・配当金は5年間非課税となり、税制上のメリットをより高め

ることができ。海外転勤や留学等により出国し、居住地が日本国内でなくなる場合は、既に開設したNISA口座は出国後に廃止され、利用できなくなる。NISA口座は1つの暫定設定期間に再開することができないので注意が必要だ。NISA口座を開設している人が亡くなった場合、その後に発生したNISA口座内の分配金・配当金等は課税対象となる。また、相続人がこの資産を引き継ぐ際は、亡くなった時点の時価が取得価格となる。5年間の非課税期間が終了すると、課税口座に移管するか、新たに設定するNISA口座に移管し保有継続でき、何も手続きされなければ一般口座に移管される。

米国などに比べ個人の市場参加が見劣りしていた日本。「NISA」登場で家族の資産形成のため個人は貯蓄から投資に踏み出そうとしている。